

総合体育館公園・芦田川かわまち広場（親水広場）キッチンカー等出店募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 目的

エフピコアリーナふくやまは、「福山らしさ」を発信する体育館として、「すべてのひとに開かれたスポーツによる交流と賑わいの創造拠点」をコンセプトとして、隣接する総合体育館公園及び芦田川かわまち広場（親水広場）と一体的に整備された公共施設です。本事業は、これらの施設のポテンシャルを最大限に発揮し、利用者の利便性の向上、都市経営課題の解決、エリアの魅力向上を図ることを目的に、各施設の使用許可及び占用許可を得た上で、キッチンカー等を誘致し、利用者のニーズや民間事業者の投資リスク等を把握するとともに、施設管理上の課題や都市経営上の課題解決に対する貢献度も検証する社会実験を行うものです。

(2) 総合体育館公園のコンセプト

総合体育館公園は、隣接するエフピコアリーナふくやまとともに、市民が集い、健康づくり、子育て世代や周辺住民の憩い・散策の場を提供する近隣公園をコンセプトとして整備しました。

(3) 芦田川かわまち広場（親水広場）のコンセプト

エフピコアリーナふくやま及び総合体育館公園と芦田川との一体的な利活用により、屋内・屋外・水辺空間でのスポーツ・レクリエーション活動が総合的に楽しめる多目的交流施設をコンセプトとして整備しました。

2 募集概要

(1) 募集場所及び区画

- 総合体育館公園（福山市千代田町一丁目1番2号）
募集区画：別図1に示す福山市総合体育館公園の区画（5区画）※ 電源設備あり
- 芦田川かわまち広場（親水広場）（福山市千代田町一丁目1番地先）
募集区画：別図2に示す芦田川かわまち広場（親水広場）の区画（2区画）※ 電源設備なし

(2) 出店形態

- 福山市保健所で許可を受けたキッチンカー又は、自走式の移動式販売車であること。
- 区画内に収まる車両であること。（1区画：10㎡）
- 総合体育館公園は月8日以上、芦田川かわまち広場（親水広場）は月6日以上毎月出店すること。
※ エリア一帯を占有した大規模イベントの実施等により出店できない期間あり。

(3) 社会実験の期間及び営業時間

社会実験の期間：2020年（令和2年）9月18日（金）～2022年（令和4年）3月31日（木）

営業時間：原則として9:00～18:00（ただし、総合体育館公園は1日あたり4時間以上、芦田川かわまち広場（親水広場）は3時間以上営業することが条件となります。）

※ 気象警報等が発令されたときは、出店できません。

社会実験の見直し：上記に関わらず、次に掲げる事項に該当する場合、出店者との協議により、社会実験の期間中であっても社会実験を見直しすることがあります。

- ① 事業者の経営状況が悪化するなど、事業継続が困難と判断される場合
- ② 公益上の理由により、公募条件を見直した上で再公募を行う又は本公募に移行した方がよいと判断される場合

(4) 契約形態

賃貸借契約

(5) 出店料

総合体育館公園：基本額（8,000円/月）＋加算額（9日目以降の出店料）

（8日を超えて出店する場合、1日につき760円加算）※電気料込

芦田川かわまち広場（親水広場）：基本額（5,000円/月）＋加算額（7日目以降の出店料）

（6日を超えて出店する場合、1日につき560円加算）

※ 2020年9月分の出店料は、出店日数×加算額（760円又は560円）とします。

※ 出店月前月の25日までに出店計画書を提出していただきます。

※ 気象警報の発令により出店を中止した場合、基本額を超える該当日の出店料は還付します。

※ 出店料につきましては、原則、当月の10日までにお支払いいただきます。

3 応募資格

(1) 広島県内に本社又は支社等、個人で申し込みをする場合は住所を有すること。

(2) キッチンカー等の営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する個人、法人、団体の代表者、又はこれらの者と共同で申し込みを行う場合、当該共同事業体の代表者。

(3) 申請者及び出店者が次に該当する場合は応募できません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ・ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者
- ・ 福山市に納付すべき市税の滞納がある者
- ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
- ・ 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当する者

(4) 申請又は出店しようとする個人、法人、団体及びその代表者が次に該当する者でなければ申し込みすることができません。

- ・ 福山市保健所の定める営業許可証がある者（営業日までに取得すれば可）
- ・ 食品衛生責任者等資格を有する者（営業日までに取得すれば可）
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者（営業日までに加入すれば可）
- ・ キッチンカーを保有及び保有計画があり実施可能である者
- ・ 福山市保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者
- ・ 適切なおみ処理（残飯類）及び販売後、キッチンカー周辺のゴミ（包装類）回収を行える者

4 出店上の条件等

(1) 出店上の条件について

- ・ 事業目的の達成に資する提案を行うこと。（キッチンカー等の出店に合わせて、公園や広場を利用したイベントや活動を企画・提案することも可能です。ただし、別途、イベントや活動にかかる公園使用料等が必要となる場合があります。）
- ・ キッチンカー等の意匠や販売員の服装が、総合体育館公園等の景観と調和していること。
- ・ 総合体育館公園での酒類の販売は原則として行わないこと。（催物開催等で福山市スポーツ協会が許可をした場合を除く）

- ・ 公序良俗に反するものを販売しないこと。
- ・ 営業に必要な水等は出店者が自ら用意すること。
- ・ 公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分に配慮すること。
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容をスポーツ協会へ報告すること。
- ・ 出店により生じた排水は、公園内又は芦田川に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- ・ 気象警報発令時は出店できません。

(2) アンケート調査への協力

出店者は、スポーツ協会が実施する次のアンケート調査に協力してください。

《購入者に対するアンケート調査》

- ・ 出店者は、用意したアンケート用紙の配布及び回収を行い、福山市スポーツ協会へ回収箱を提出してください。

《出店者に対するアンケート調査》

- ・ 出店者は、売上高や事業課題等に関するアンケートやヒアリング調査に協力してください。

5 募集の手順等

(1) スケジュール

募集要項の公表	2020年8月12日(水)
質問受付期間	2020年8月12日(水)～2020年8月18日(火)
応募書類の受付期間	2020年8月12日(水)～2020年8月28日(金)
応募者の選定	2020年8月31日(月)～2020年9月4日(金)
決定通知	2020年9月7日(月)
出店者説明会	2020年9月10日(木)
申請手続き期間	2020年9月11日(金)～2020年9月15日(火)
営業開始	2020年9月18日(金)

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策により延期の場合あり

(2) 提出先

住所：福山市千代田町一丁目1番2号

所属：公益財団法人福山市スポーツ協会 エフピコアリーナふくやま

電話：084-981-3050

受付時間：9:00～17:00

提出方法：提出時に書類を確認するので、持参による提出のみとします。

(3) 応募手続き

〈申込時に提出する資料〉

提出書類名	部数
・ キッチンカー等出店者登録申請書	1部
・ 企画提案書	1部
・ 誓約書	1部
・ 福山市税の完納証明書(本市に納税義務のある場合のみ)	1部
・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書	1部
・ 車検証の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
・ PL保険証書の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部

・ 営業許可証の写し（未取得の場合は許可証等取得誓約書）	1部
・ 食品衛生責任者の写し（未取得の場合は許可証等取得誓約書）	1部
・ 許可証等取得誓約書（取得予定者のみ）	1部
・ 販売車写真画像又はイメージ図	必要枚数

〈出店の決定後提出する書類〉

提出書類名	部数
・ 福山市保健所へ提出し、受理された販売に関する書類の写し	1部
・ 出店計画書もしくは、公園使用申請書（申請書はエフピコアリーナふくやまにあります。）	1部
・ 車検証の写し、PL保険証の写し、営業許可証の写し、食品衛生責任者の写し、販売車写真画像（いずれも未提出者のみ）	各1部

(4) 選定委員

福山市職員、福山市スポーツ協会、外部有識者等により構成します。

(5) 選定方法

参加資格要件等の適否を確認後、選定委員会において採点し、出店者を決定します。

最低合格点を60点とします。（満点は115点 100点+提案事項15点）

(6) 審査項目

販売商品（メニュー・単価・見栄え・ターゲット層・販売品目のバランス）、キッチンカーの公園イメージとの調和、緊急時の対応、ごみ処理・周辺美化、提案事項（賑わいづくり・都市経営課題、エリア魅力向上）、セールスポイント、情報発信、出店日数、出店時間

(7) 出店区画

選定委員会において採点した点数の高い者から出店区画を選ぶことができますこととします。

(8) 応募に関する留意事項

- ・ 申請内容変更の禁止
受付終了後の申請内容の変更は認めません。
- ・ 虚偽の記載をした場合の取扱い
申込書及び添付書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・ 応募書類の取扱い
応募書類は、理由を問わず、返却いたしません。
- ・ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

6 募集区画に達しない場合の取り扱い

出店者数が募集区画に達しない場合は随時再募集を行います。

※ 募集条件が変更する場合があります。

7 その他

(1) 出店会場について

- ・ 公園移動販売車指定A～Eはコンセント（100V）があります。
- ・ 電気使用料は出店料に含まれています。

※ 電気を使用しない場合も出店料の変更はありません。

(2) 消耗品・備品等

- ・ 備品等の貸出はしておりませんので必要な消耗品・備品等は出店者で準備してください。
- ・ 景観上の理由により、備品によっては持ち込みをお断りする場合があります。

(3) 販売品目及び方法

- ・ 販売する商品の名称、価格がお客様から一目で分かるように、POP等の表示を可能な限り行なってください。価格表示については、法令等に基づく各所定の表示を厳守してください。
- ・ 気持ちの良い挨拶と笑顔を心がけ、周囲の出店者と協調しながら販売を行なってください。

(4) 禁止事項

- ・ 違法行為、迷惑行為、公序良俗に反する行為、未許可販売、販売権利譲渡など

(5) 注意事項

出店条件、参加資格を踏まえた賃貸借契約を締結します。

出店時に以下の事項を守らない場合は、契約を取消し、退場していただく場合があります。また、今後福山市スポーツ協会管理施設等での出店をお断りさせていただくことがあります。

- ・ 食品衛生法などの関係法令を遵守すること。
- ・ 販売に際して、原則、食品衛生に関する書類を福山市保健所へ提出し、写しを福山市スポーツ協会へ提出すること。(開始1週間前まで)
- ・ 販売にあたり、食品衛生法第54条から56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年以上経過していること。
- ・ 食品衛生または販売行為に関して保健所の指示は厳守すること。
- ・ 販売にあたり、食品衛生法又は同法に基づく処分を違反して刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上を経過していること。
- ・ 油成分等の処分については、各自で回収し適正処理をお願いします。(公園の側溝等には流さないでください。)

(6) 駐車場

エフピコアリーナふくやま有料駐車場 360台

※ 最初の2時間まで無料、以後1時間毎に100円加算

芦田川かわまち広場(親水広場)無料駐車場 約200台

(7) 荒天時の出店判断

- ・ 雨天等出店中止は出店者で判断してください。
- ・ 天候条件に関わらず、出店条件は厳守とします。
- ・ 天候条件に伴う損失補填は行いません。予めご了承ください。

(8) 記録写真等の使用

出店状況の撮影をする場合があります。撮影した写真、動画は、当協会のHPやSNS、広報誌等で使用する場合がありますので予めご了承ください。

8 担当窓口及び提出先

公益財団法人福山市スポーツ協会 エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館)

福山市千代田町一丁目1番2号

電話084-981-3050 FAX084-981-3052

E-Mail: sougoutaiikukan@city.fukuyama.hiroshima.jp